

序章 仕様書策定の趣旨

1. 仕様書策定の背景

自転車は、買い物や通勤、通学など、日常生活における身近な交通手段であるとともに、環境負荷の低い交通手段として見直されていること、さらには健康志向の高まりを受け、新たな需要が高まっている。

一方、近年では、歩道上における自転車と歩行者の事故が増加しており、自転車利用者のマナー向上に加えて、歩行者、自転車、自動車が安全で安心して通行できる道路環境の整備が早急な課題となっている。

こうした状況を受け、自転車が『車両』であることを徹底し、自転車の安全利用を推進するため、平成23年10月に警察庁より、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」の通達が各都道府県警察本部へ発出された。

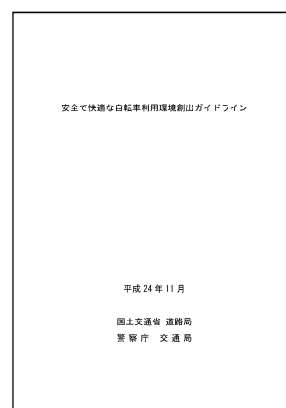
さらに、各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、平成24年11月に国土交通省及び警察庁より、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（以下「ガイドライン」）」が道路管理者、各都道府県警察本部へ発出された。

本市では、「世界の環境首都」にふさわしい交通体系の実現に向け、自転車利用環境の向上を総合的に図るために、平成24年11月に「北九州市自転車利用環境計画（以下「上位計画」）」を策定した。

本仕様書は、歩行者の安全を第一とし、自転車が安全、快適に通行できる自転車走行空間の整備をコンセプトに「上位計画」及び「ガイドライン」を踏まえながら策定を行うものである。



「北九州市自転車利用環境計画」



「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

2. 仕様書策定の目的

自転車走行空間の設計にあたっては、関係法令・基準に準拠する必要があるが、細部の構造や走行位置の明示方法等、適用方法が分かりづらく、また統一されていないなどの課題が生じている。

本仕様書は、道路管理者が自転車走行空間を設計する際に、市内で統一された考え方に基づく構造・仕様を定めることにより、統一的な整備を図るため、関係法令・上位計画等の調査・整理を行い、自転車走行空間の整備形態に応じた整備方法（ハード施策）を取り纏めた「北九州市自転車走行空間整備標準仕様書」を策定したものである。

なお、本仕様書に基づき面的に連続して整備された自転車走行空間が歩行者・自転車・自動車のそれぞれにとっての安全で快適な道路の利用環境に寄与することが目的である。

3. 仕様書の適用範囲

(1) 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、北九州市が管理する全ての道路を前提とする。

(2) 適用対象案件

① 道路の新築・改築

本仕様書に基づき、車道上での「自転車走行空間」の整備を前提に形態を選定・検討する。

② 舗装補修などの道路維持

現況道路幅員の中で再配分（横断面構成の見直し、路肩の整備等）の可能性を検討する。

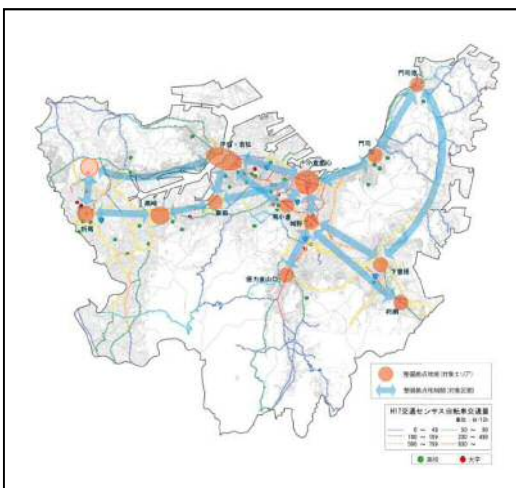
(3) 本仕様書の運用

整備対象路線の道路状況（車線数、幅員構成、歩道の有無等）、交通状況（交通量、自動車走行速度等）、沿道状況（乗り入れ、土地利用状況等）に応じて、弾力的に運用するものとする。

本仕様書は、北九州市内一円において、「自転車利用が多い地区」、「駅に自転車が集中する地区」、「自転車利用を促進する地区」を整備拠点地域として設定し、これら拠点内及び拠点間を結ぶ走行空間を形成している路線である「自転車走行空間ネットワーク路線」を対象として、安全で快適な自転車利用環境の創出を図るための実務的な検討事項等を取り纏めているものである。

しかしながら、最近は警察協議において、協議対象路線の自転車走行空間の考え方を問われるケースが増えているため、ネットワーク路線以外の道路についても本仕様書に適用させ、整備形態の選定や整備手法について判断することが望まれる。

よって、本仕様書の適用範囲として北九州市が管理する全ての道路と設定した。



「北九州市の自転車走行空間ネットワーク」

4. 自転車走行空間に関する用語の定義

□ 本標準仕様書で用いる用語は、以下のように定義する。

①	自転車	<p>【道路交通法第 63 条の 3】に規定される「普通自転車」をいう。</p> <p>なお、「普通自転車」とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものをいう。</p> <p>「内閣府令で定める基準」としては、【道路交通法施行規則第 9 条の 2】で次のように規定されている。</p> <p>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。</p> <p>イ 長さ 190 センチメートル</p> <p>ロ 幅 60 センチメートル</p> <p>二 車体の構造は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 側車を付していないこと。</p> <p>ロ 1 の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。</p> <p>ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。</p> <p>ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。</p>
②	自転車道	<p>【道路構造令第 2 条第 1 項第 2 号】に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p>
③	自転車レーン	<p>路肩のカラー化により自転車の走行位置を明示したものをいう。</p>
	自転車専用通行帯	<p>【道路交通法第 20 条第 2 項】の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯をいう。</p>
④	自転車歩行者道	<p>【道路構造令第 2 条第 1 項第 3 号】に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p>
⑤	歩道	<p>【道路構造令第 2 条第 1 項第 1 号】に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。</p>
⑥	路肩	<p>【道路構造令第 2 条第 1 項第 12 号】に規定される、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。</p>

⑦	路側帯	【道路交通法第2条第1項第3号の4】に規定される、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
⑧	自転車専用道路	【道路法第48条の14第2項】に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するために、独立して設けられる道路をいう。
⑨	自転車横断帯	【道路交通法第2条第1項第4号】に規定される、道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分を用いる。
⑩	道路標識	【道路交通法第2条第1項第15号】に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については、【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第1条～第4条】により規定される。
⑪	看板	【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令】に規定されていない、法定外の内容を表示する看板をいう。
⑫	道路標示	【道路交通法第2条第1項第16号】に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいい、種類、様式については【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第8条～第10条】により規定される。
⑬	区画線	【道路法第45条】に規定される、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に設けられるものをいい、【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第5条～第7条】に規定される区画線をいう。 具体には【同命令別表第4】で規定される様式に従って道路鋸、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいう。
⑭	路面表示	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字をいう。
⑮	分離工作物	道路の部分において、自動車、自転車、歩行者の通行空間を区画するための縁石線、柵その他これに類する工作物をいう。
⑯	自転車安全利用五則	最も基本的なルール5つについて、簡潔な言葉で示した自転車の基本的な通行ルールである。 【平成19年7月10日交通対策本部長決定】 【道路交通法改正：平成20年6月1日施行】

5. 適用基準・参考文献等

- 本仕様書は、平成 24 年度に北九州市が策定した「北九州市自転車利用環境計画」、平成 24 年度に国土交通省及び警察庁が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」をはじめとした下記に示す基準・文献等を適用・参考としている。

	文献・基準	発行年月／発行
1	道路法	平成 23 年 6 月 10 日 法律第 180 号
2	道路交通法	平成 24 年 8 月 22 日 法律第 67 号
3	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	平成 24 年 2 月 27 日 内閣府、国土交通省令第 1 号
4	北九州市自転車利用環境計画	平成 24 年 11 月 北九州市建設局道路部道路維持課
5	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	平成 28 年 7 月 国土交通省道路局、警察庁交通局
6	道路構造令の解説と運用	平成 16 年 2 月 (公社) 日本道路協会
7	路面標示設置マニュアル	平成 24 年 1 月 (一社) 交通工学研究会
8	自転車道等の設計基準解説	昭和 49 年 10 月 (公社) 日本道路協会
9	自転車利用環境整備ガイドブック	平成 19 年 10 月 国土交通省道路局地方道・環境課、 警察庁交通局交通規制課
10	改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 (財) 国土技術研究センター
11	自転車走行空間設計のポイント	平成 21 年 7 月 国土交通省道路局地方道・環境課、 警察庁交通局交通規制課、 国土技術政策総合研究所道路研究部

	文献・基準	発行年月／発行
12	自転車施策推進に係る地方説明会における 疑義と回答事例集	平成 20 年 11 月 国土交通省道路局地方道・環境課、 警察庁交通局交通規制課、 国土技術政策総合研究所道路研究部
13	歩道の一般的構造に関する基準	平成 17 年 2 月 3 日 国土交通省都市・地域整備局 道路局長通達
14	移動等円滑化のために必要な道路の構造に 関する基準を定める省令	平成 18 年 12 月 19 日 国土交通省令第 116 号
15	交通規制基準	平成 23 年 2 月 4 日 警察庁交通局長
16	福岡県道路交通法施行細則	昭和 47 年 4 月 1 日 福岡県
17	北九州市道路の構造の技術的基準等を定め る条例	平成 24 年 12 月 19 日 北九州市
18	自転車利用環境整備のためのキーポイント	平成 25 年 6 月 (公社) 日本道路協会
19	土木工事設計要領「第Ⅰ編 共通編」 「第Ⅲ編 道路編」	平成 23 年 7 月 国土交通省九州地方整備局
20	「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」 と「安全な自転車通行空間の早期確保」 に向けた提言（案）	平成 27 年 12 月 安全で快適な自転車利用環境創出 の促進に関する検討委員会